

(2020年4月1日作成、2021年4月1日改定)

目次

I. 認定研修施設に関する事項

1. 医療機能評価 (p2)
2. 申請条件 (p2-3)
3. 認定期間と更新手続き (p3)
4. 緩和ケア病床と緩和ケアチーム (p3)
5. 日本ホスピス緩和ケア協会 (p3)
6. 診療所 (p3-4)
7. 訪問看護ステーションとの連携 (p4)

8. 暫定指導医・専門医・研修指導者資格を有する認定医の退職・転勤 (p4)
9. 認定研修施設の名称・機能等の変更 (p4-5)

II. 試験・審査に関する事項

1. 審査結果 (p5)

III. 正式な日本語と英語の表記

1. 認定研修施設 (p5)

【 I . 認定研修施設に関する事項】

[1. 医療機能評価]

Q I-1-1 認定研修施設の要件とはなんですか。

A I-1-1 がん診療連携拠点病院・「緩和ケア病棟入院料」届出受理施設・「緩和ケア診療加算」届出受理施設・緩和ケアを実践している施設のいずれかに該当し、それぞれの申請条件を満たすことです。

Q I-1-2 認定研修施設申請条件「本学会の専門医認定制度の専門医または暫定指導医または研修指導者資格を有する認定医が1名以上常勤していること（認定手続き中含む）」の常勤の定義を教えてください。

A I-1-2 常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者と定義されています。また、医療法第21条第1項第1号及び同法施行規則第19条第1項第1号に病院が置くべき医師及び歯科医師の員数の標準について規定されており、医師等の員数を算出するに当たっての具体的基準は、『立入検査要綱』中の別紙『常勤医師等の取扱いについて』で示されています。「病院で定めた1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算するとなっています。さらに、平成20年3月21日に厚生労働省から「病院勤務医の労働環境改善の推進について」で、女性医師が働きやすい環境づくりを目標として、短時間正規雇用の活用について通知が出ています。同通知では、始業・終業時間の繰上げ・繰り下げ（6時間×5日＝30時間/週）などの勤務形態も提案されています。

上記の基準を勘案して、当学会としては、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者を「常勤医師」としてみなします。勤務時間の目安としては、1週間に32時間以上勤務している者、または短時間正規雇用をされている医師については30時間以上勤務している者を「常勤医師」としてみなします。

Q I-1-3 認定研修施設に申請するには、医療機能評価を取得していることは必須ですか。

A I-1-3 医療機能評価取得は必須ではありません。緩和ケア病棟入院料や緩和ケア診療（緩和ケアチーム）届出受理施設では医療機能評価取得が受理の要件になっていますが、がん診療連携拠点病院の指定要件にはなっていません。したがって、認定研修施設の募集要項での「緩和ケアを実践している施設」では、医療機能評価を必須とはせず、望ましい要件にとどめています。

[2. 申請条件]

Q I-2-1 専門医または認定医の申請と同時に認定研修施設も併せて申請することは可能でしょうか。

A I-2-1 同時に申請することはできません。ただし、専門医申請者が認定試験を受験し、合格が内定した時点で申請は可能となります。認定医の場合は、認定医申請者が認定試験を受験し、合格内定後、研修指導者講習会を修了した時点で申請可能となります。詳細は認定研修施設募集要項にて確認して下さい。

Q I-2-2 新規申請を予定しています。「2020年2月の新規申請より1年以上の実績期間が必須となりました。」とありますが、1年以上の実績とは専門医または研修指導者資格を有する認定医が赴任してからの起算でしょうか。

A I-2-2 緩和医療を提供する施設・病棟が開設してから、1年以上経過している必要があります。施設としての実績があれば、専門医または研修指導者資格を有する認定医の赴任から1年以内であっても申請可能です。

Q I-2-3 緩和医療に関わる臨床研修プログラムがなくても申請可能でしょうか。

A I-2-3 緩和医療に関わる臨床研修プログラムは必須ではありません。申請書類のプログラム確認書で「無」を選択してください。

Q I-2-4 申請料はかかりますか。

A I-2-4 新規申請、更新申請ともに申請料は不要です。

Q I-2-5 申請条件1)に「チームの年間新規依頼数は50件以上が望ましい」とありますが、50件を下回っている場合は申請不可でしょうか。

A I-2-5 申請条件に記載されたチームの年間新規依頼数は目安ですので、下回っていても申請は可能です。他の項目も考慮した上で、最終的には認定研修施設審査部会にて総合的に判断されます。申請条件2)、3)、4)の「緩和ケア病棟新規年間入院患者数」、「緩和ケア病床の年間新規入院患者数」、「緩和ケア外来の年間新規患者数」、「年間看取り数」においても同様です。

[3. 認定期間と更新手続き]

Q I-3-1 認定研修施設の認定期間、更新はどのようになっていますか。

A I-3-1 認定された日から満5年を経過する年の3月31日までが認定期間であり、更新には手続きが必要です。ですから10月1日認定の施設の場合、初回認定期間は4年6カ月となり、初回申請は年2回ありますが、更新は年1回の手続きとなります。

Q I-3-2 認定研修施設の活動報告は、どのようになっていますか。

A I-3-2 下記1)～3)の理由により、2018年をもって活動報告は終了致しました。

- 1) 暫定指導医の認定が2021年で終了すること
- 2) 5年更新の専門医・認定医が増加していること
- 3) 認定研修施設更新書類で専門医の育成数等を把握できること

Q I-3-3 認定研修施設の更新を行わないとどうなりますか。

A I-3-3 更新予定年の3月31日をもって認定研修施設の資格が喪失します。

[4. 緩和ケア病床と緩和ケアチーム]

Q I-4-1 緩和ケア病棟と緩和ケア病床の違いは何ですか。

A I-4-1 緩和ケア病棟は緩和ケア病棟入院料を算定している病棟、緩和ケア病床は病棟単位であるに関わらず緩和ケア病棟入院料を算定していない病棟・病床を指します。

Q I-4-2 緩和ケア病棟はありませんが、緩和ケア病床があります。緩和ケア病床の条件はありますか。

A I-4-2 特に条件はありません。緩和ケア病床として専門病床に限定している場合、病床数をご記載下さい。

Q I-4-3 緩和ケア診療加算の届出をしていない緩和ケアチームがありますが、緩和ケアチームの条件はありますか。

A I-4-3 特に条件はありませんが、緩和ケアチームの総人数、構成員の職種（医師の場合は診療科）と専従・専任・兼任をご記載下さい。記載の目安は、週5日…専従、週3～4日…専任、週1～2日…兼任とします。

[5. 日本ホスピス緩和ケア協会]

Q I-5 「緩和ケアを実践している施設」では、特定非営利活動法人 日本ホスピス緩和ケア協会の正会員になることが必須ですか。

A I-5 そうではありません。特定非営利活動法人日本ホスピス緩和ケア協会の正会員であることが望ましいとしています。

[6. 診療所]

Q I-6 「緩和ケアを実践している施設」に該当する診療所ですが、緩和ケアチームや資格を有するスタッフはいませんか。申請はできるでしょうか。

A I-6 診療所では、緩和ケアチームや資格を有するスタッフの存在を必須とはしません。しかし、地域医療での役割

として在宅療養支援診療所を届け出ていること、24時間対応の訪問看護ステーションとの連携をしていること、1年間の訪問診療件数（新規訪問診療患者数）や1年間の看取りの総件数等の活動状況が重視されます。

[7. 訪問看護ステーションとの連携]

Q I-7 認定研修施設の申請条件である「24時間対応の訪問看護ステーションと連携していること」とは、どのようなことを指しますか。

A I-7 緩和ケアの実践において24時間対応の訪問看護ステーションに訪問看護指示書を渡し、患者についての情報共有等を行うことを指します。

[8. 暫定指導医・専門医・研修指導者資格を有する認定医の退職・転勤]—書類・届出方法は学会ホームページ「異動関連書類」を確認して下さい—

Q I-8-1 暫定指導医や専門医、研修指導者資格を有する認定医が退職・転勤した場合は、認定研修施設はどうなりますか。

A I-8-1 常勤の専門医または暫定指導医または研修指導者資格を有する認定医が不在になった場合は、速やかに認定研修施設 資格返上届と認定証を提出し、施設長名で研修施設の認定を返上下さい。再認定は、専門医または暫定指導医または研修指導者資格を有する認定医が常勤になった場合に改めて申請をして下さい。年に2回、申請を受け付けています。他の専門医、暫定指導医、研修指導者資格を有する認定医が継続して在籍する場合は、認定研修施設：書類提出責任者変更届を提出して下さい。随時受け付けています。

Q I-8-2 暫定指導医ですが、異動しました。どのような手続が必要ですか。

A I-8-2 WEB版会員名簿変更と同時に専門医・暫定指導医：異動届を提出して下さい。

Q I-8-3 暫定指導医ですが、退職しました。どのような手続が必要ですか。

A I-8-3 緩和医療領域に携わらない（定年退職等）場合は、専門医・暫定指導医：失効届を提出して下さい。

Q I-8-4 専門医ですが、異動しました。どのような手続が必要ですか。

A I-8-4 WEB版会員名簿変更と同時に専門医異動届を提出して下さい。

Q I-8-5 専門医ですが、退職しました。どのような手続が必要ですか。

A I-8-5 WEB版会員名簿変更と同時に専門医・暫定指導医：失効届を提出して下さい。

Q I-8-6 認定医ですが、異動しました。どのような手続が必要ですか。

A I-8-6 WEB版会員名簿変更と同時に専門医異動届を提出して下さい。

Q I-8-7 認定医ですが、退職しました。どのような手続が必要ですか。

A I-8-7 WEB版会員名簿変更と同時に専門医・暫定指導医：失効届を提出して下さい。

[9. 認定研修施設の名称・機能等の変更]

Q I-9-1 認定研修施設の名称や機能等が変更した場合は、その認定はどうなりますか。

A I-9-1 認定の継続には審査部会での審査が必要です。新築、改築、移転、統廃合等により認定研修施設の名称や機能等が変更になった場合は、速やかに新施設の提出書類一式を事務局までお送り下さい。その際の申請区分は「変更」をご選択下さい。随時、審査を行います。前年1年の診療実績が新旧施設に亘る場合は分けてご記載下さい。

Q I-9-2 研修施設の認定の返上を忘れまして、どうなりますか。

A I-9-2 学会が常勤の専門医または暫定指導医または研修指導者資格を有する認定医の不在を確認した時点で、不在となった年月日に遡って、施設認定を取り消します。

Q I-9-3 書類提出責任者ですが、異動しました。どのような手続きが必要ですか。

A I-9-3 他に専門医または暫定指導医または研修指導者資格を有する認定医がいる場合は、書類提出責任者変更届を提出してください。専門医または暫定指導医または研修指導者資格を有する認定医がいない場合は、資格返上届を提出してください。

【Ⅱ. 審査に関する事項】

[1. 審査結果]

Q II-1-1 2020年度の第1回認定研修施設の審査方法を教えてください。

A II-1-1 第1回は2020年8月1日から8月31日（消印有効）に提出された申請書類を審査しました。認定研修施設査WPGの審査員は委員を中心に選出し、守秘義務の同意書を提出してもらいました。一つの申請書をそれぞれ3名の審査員が各審査項目を3段階で評価し、各項目の評価を基に総合的に合否判定をしました。その判定が不一致の場合には、審査員同士で協議し、最終的に審査員全員で合格者および合格施設の判定を確認しました。専門医認定・育成委員会と理事会で合否判定が承認されました。

Q II-1-2 2020年度の第1回認定研修施設の審査結果を教えてください。

A II-1-2 2020年度の第1回認定研修施設の審査結果は以下のとおりです。

認定研修施設申請施設 19施設

認定研修施設合格施設 18施設 (94.7%)

【Ⅲ. 正式な日本語と英語の表記】

[1. 認定研修施設]

Q III-1 認定研修施設の正式な日本語と英語の表記を教えてください。

A III-1 「日本緩和医療学会 認定研修施設」と「Institute, Specialty Board of Palliative Medicine, JSPM」となります。